

整理番号

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">36</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		36	000
百万	千	円							
	36	000							

使 途	セキエリ代 (24.10月, 11月分)
-----	----------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20,000 × 2月分 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	外ハシ マサオ

### 入出金明細

照会範囲：2022年10月31日～2022年10月31日 照会件数：2件

2022年10月31日 10時26分10秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■ 円
2022年10月31日	20,000円		セコム	■■■■ 円

全件数：2件



## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	外心 マチ

### 入出金明細

照会範囲：2022年11月30日～2022年11月30日 照会件数：2件

2022年11月30日 10時45分11秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■ 円
2022年11月30日	20,000円		セコム	■■■■■ 円

全件数：2件




整理番号

51

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	04年 10月 31日    4/11/30    4/12/30
支出額	百万    千 297000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 110000*3=330000 (按分した場合の積算方法) 330000*0.9=297000
使途	事務所 11月、12月、1月賃料 管理費含む
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

## (1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所  
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

### (登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

## (2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)  
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間 令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 吉川市吉川1丁目30番地26

振込 振込先 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)  
翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)





整理番号 95


## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年10月31日、11月30日、12月28日
支出額	<div style="text-align: right;"> <span style="font-size: small;">百万</span>    <span style="font-size: small;">千</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">0</span> 円                 </div> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)</p>
使 途	11,12,1月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団
 




## 店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水着ビル	構造	鉄骨造 3階建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年—%償却 無利息とする)
		<del>敷金</del>	
賃料総額	専カ月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	専カ月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
<del>管理費</del>			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の様様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人 (甲) 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED] ●

賃借人 (乙) 住 所 [REDACTED]  
氏 名 新井 一 徳 ●  
本 籍 地 [REDACTED]  
勤 務 先 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 594-1600

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
本 籍 地 \_\_\_\_\_  
勤 務 先 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
本 籍 地 \_\_\_\_\_  
勤 務 先 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

整理番号			5	1
------	--	--	---	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b> <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---	--

支出年月日	04年 10月 31日 <small>11月 30日 12月 28日</small>
支出額	<small>百万      千</small> 450900 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法    <math>167,000 \times 0.9 = 150,300 \times 3 \text{カ月} = 450,900</math> )</small>
使 途	11 月分、12 月分、 <sup>25</sup> 1 月分 事務所賃借料
支 出 先	有限会社 赤岩不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)  
と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下  
本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約  
を締結した。

### (1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ 蕨 102号

所在地 住居表示 埼玉県蕨市中央3丁目17番23号

(登記簿)蕨市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡(約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蕨市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

### (2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円(消費税なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費任意加入)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって  
発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月分前払い)

振込料は乙の負担とする。

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面入口	No. (個)		No. (個)		No. (個)
			No. (個)				
						合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020年10月10日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325		〒 蕨市中央1-14-10-602		
(フリガナ) 氏 名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光		須賀 敬史		
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)		〒 (住所) (氏名) (電話番号)		
媒介業者			媒介業者		
免許番号 所 在 地 商 号 代 表 者 電 話 F A X	埼玉県知事免許(10)第 10971 号 蕨市中央1丁目25番6号 有限会社 赤岩不動産 赤岩 常光		免許番号 所 在 地 商 号 代 表 者 電 話 F A X		
宅地建物取引士(自署押印)			取引士 (自署押印)		
登録番号 氏 名	第 号		登録番号 氏 名	( ) 第 号	

整理番号			5	2
------	--	--	---	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>0</td><td>4</td><td>年</td> <td>1</td><td>0</td><td>月</td> <td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">11月 30日</div> <div style="text-align: right;">12月 28日</div> </div>	0	4	年	1	0	月	3	1	日						
0	4	年	1	0	月	3	1	日								
支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法    <math>22,000 \times 0.9 \times 3 \text{ヵ月} = 59,400</math> )</p>	百万	千									5	9	4	0	0
百万	千															
		5	9	4	0	0										
使 途	<p>11月分、12月分、<sup>25</sup>1月分 駐車場賃借料</p>															
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>															

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団





52-2

## 駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
---------	----------	------	--

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年4月28日 から 2023年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 22,000円 (内消費税 2,000円)
敷金	金 20,000円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">翌月分</span> を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 銀行 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 支店 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 2. 振込み 口座名義人: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> TEL: 048(887)8365
	3. 持参 持参先:

### 頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

管理者	商号又は名称 <u>リアルホーム株式会社</u>
	所在地・TEL 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL: 048(887)8365
	賃貸住宅管理者登録制度登録番号: 国土交通大臣( )第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 )
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

#### 頭書(6) 更新に関する事項

1. 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
2. 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

#### 頭書(7) 特約事項

1. 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
2. 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
3. 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
4. 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
5. 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 4月 18 日

甲・貸主	氏名		TEL
	住所		
乙・借主	氏名	須賀 敬史	TEL 048 443-7847
	住所	蕨市中央1-14-10 グランコート蕨602号	
	勤務先名称	埼玉県議会	TEL 048 222-1960
緊急連絡先	氏名		TEL
	住所	借主との続柄 ( )	
宅地建物取引業者	商号(名称)	リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠
	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365		
	免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 14904 号		
宅地建物取引士	氏名		登録番号 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	リアルホーム株式会社 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 048(887)8365	

※印は実印

整理番号 **0058**-1


# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><b>04</b>年 <b>10</b>月 <b>31</b>日 他</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万      千</p> <p style="text-align: right;"><b>105000</b>円</p> <p>賃貸料 一か月 50,000円      ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000)</p>
<p>使 途</p>	<p>11月分～1月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社末広不動産</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      杉田 茂実                      



0058-3

頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 ( 45,455円 + 消費税 10%相当分4,545円 )	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写し要提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[Redacted]			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	[Redacted]		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	[Redacted]		

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL	048-526-1085		
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	[Redacted]		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		

管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL	048-522-1112	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	[Redacted]	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[Redacted]
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

## 頭書(7) 更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書(3) 契約期間に記載の1年間とする。  
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長(自動更新)されるものとし、以後も同様とする。  
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

## 頭書(8) 特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条(解約)に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。  
 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。  
 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条(契約期間中の修繕)に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。  
 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。(但し軽微な補修などはこの限りでない)  
 また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。  
 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。  
 また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険(借家人賠償責任保険必須)へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。  
 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0058-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	[REDACTED]
	住所	熊谷市小江戸894番地		
連帯保証人	氏名	☒	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
連帯保証人	氏名	☒	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
保証機関				

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 ☒	代表者の氏名 ☒
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名 ☒
	登録番号	[REDACTED]	登録番号
	業務に従事する事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL

※ ☒ は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契 約 条 項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した、

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合  
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。  
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。  
3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。  
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。



- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
  - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
  - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
  - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
  - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
  - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
  - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
  - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
  - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

#### (解約)

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。  
又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

## (乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 連帯保証人は、極度額——万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

## 記

- ① 財産及び収支の状況
  - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

## (免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

## (契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

## (合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

## (反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

## (契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

## (協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

## (特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

整理番号 0059-1

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経 費 区 分</b></p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費      2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費      4：要請・陳情等活動費      5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費      ⑦：事務所費      8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費      10：交通費</p>
---	---

支 出 年 月 日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日 他
支 出 額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">             百万      千           </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>円           </div> <p>賃貸料 一か月 40,000円      ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする            （按分した場合の積算方法    120,000 × 0.7 = 84,000</p>
使 途	11月分～1月分 駐車場賃借料
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名                      杉田 茂実

0059-2

## 駐車場賃貸借契約書

代理  
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

## 標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

## 標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

## 標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

## 標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ( )	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

## 標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0059-3

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に変わって急  
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

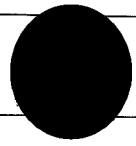
住所

埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏名

株式会社オフィスナンバーワン  
代表取締役 日向 弘薫

048-522-1111



借主(乙)

住所

埼玉県熊谷市本町1-181

氏名

杉田茂実 事務

生年月日

1958年 8月 19日

TEL (自宅)

048-576-1085

携帯



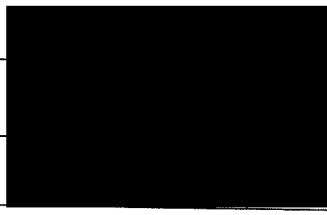
勤務先名

TEL

048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住所



氏名

TEL

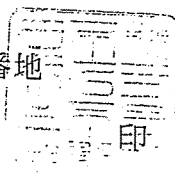
(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

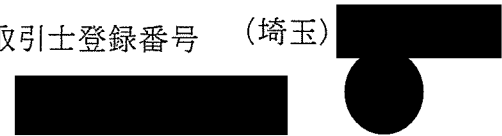
代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号 (埼玉)

氏名



(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許 ( )第

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 ( )第

氏名

印

印

# 駐車場賃貸借契約約款

## (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

## (契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

## (賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

## ~~二(敷金)一 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

## (禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

## (甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

## (甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

## (乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

## (甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

## (乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

## (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

## (甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

## (乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

## (車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

## (明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

## (協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

## (反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## (特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。







2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [Redacted] No. [Redacted]  
口座名義人 [Redacted]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
文化エステート株式会社  
氏名 代表取締役 中山寧子  
電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
氏名 隈井 明  
電話 048-962-5227

整理番号

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日, 11月30日, 12月27日
支出額	<p>百万                  千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000</math>)</p>
使途	11, 12, 1月分 事務所賃借料
支出先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印

# 貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は未記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

## 第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也  
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日  
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
  - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
  - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
  - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
  - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

#### (契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

#### (原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

#### (乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。



(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
  - ・ 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ・ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和  
平成 元年 6月 1日

賃貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パスタビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m <sup>2</sup>

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

# 覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1  
株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム  
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）  
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建  
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	--

支 出 年 月 日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日, 11月30日, 12月27日
支 出 額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万      千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <input type="text" value=""/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="5"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/>円</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500</math>)</p>
使 途	<p>11,12,1月分 駐車場賃借料</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団                      印

# 駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健 克		

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町2-73 <sup>-1</sup>					
2	駐 車 場 区 画						
3	車 両	車 名	登録番号	特 約	登録車両以外無断駐車厳禁		
4	賃 料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納	特 約	2カ月分滞納のときは無催告解除
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特 約	更新可		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは無催告解除	
8	解 約	賃貸人	カ月前予告	賃借人	/	カ月前予告	解約可能
9	保証金	金	0 円也	契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還			
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号

53

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日 令和 4 年 10 月 31 日 他	支出額 百万    千    円 2 9 7 0 0 0
使 途 事務所家賃費(令和4年10月～令和4年12月の3ヶ月分)	

## 領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円  
 330,000 円 × 0.9 = 297,000 円  
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

53 - 1

### 領収証

No. ....

美田本郷あき県政事務所様

令和4年 10月 31日

金額

110,000

内  
消費税等

但 令和4年10月分事務所家賃費として  
上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISAGO #778

### 領収証

No. ....

美田本郷あき県政事務所様

令和4年 11月 28日

金額

110,000

内  
消費税等

但 令和4年11月分事務所家賃費として  
上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISAGO #778

### 領収証

No. ....

美田本郷あき県政事務所様

令和4年 12月 30日

金額

110,000

内  
消費税等

但 令和4年12月分事務所家賃費として  
上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISAGO #778



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所			階 号室
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91			
	構 造	(登記簿)三郷市采女1丁目91番地			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月	
	面 積	115.08㎡の一部			
附 属 施 設					

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

### 頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)
(担当者)	(自 宅) TEL

(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	□家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣( )第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 / 月 27 日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	048-951-5826
	住所	三郷市彦成1-98-6		
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	Ⓞ
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ( )第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	Ⓞ
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社KBMプロパティ 埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓞは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第9条** 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
  - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
  - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

#### (立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
  - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
  - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき



ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 165 - 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>日</p>	<p>支出額</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">百万</td> <td style="width: 33%;">千</td> <td style="width: 33%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 30px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円					
	44	00					
※政務活動費を充当した金額を記載							
<p>使 途</p> <p>事務所看板代(11月分)</p> <p><math>5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円</math></p>	<p>政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>						

## 領 収 証

No. 007425

浅井 明 様

2022年11月18日

金額

¥ 5,500-

収 入  
印 紙

但し 森田ビル 201 看板(1)代として(2022年11月1日入金)  
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

165-2

# 建物質貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

(2) 使用目的

県政事務所
-------

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
	円 円
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名 <input type="text"/> 口座種別 <input type="text"/>
	口座番号 <input type="text"/> 口座名義人・フリガナ <input type="text"/>
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 <input type="text"/>	電話 ( )
	住所 <input type="text"/>	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

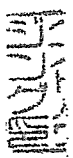
借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません



宅地建物取引業者・宅地建物取引士		(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)	
取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓜ
登録番号	( [Redacted] ) 第 [Redacted] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓜ

整理番号 166 - 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(11月分) 自民党麹町支部と共同事務所と折半          政務活動の使用する割合が8/10のため  <math>133,100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240円</math></p>
-----	--

## 領 収 証

No. 007423

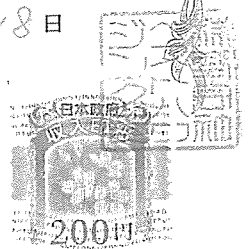
浅井 明 様

2022年11月18日

金額

¥ 133,100 -

但し 森田ビル201 11月分賃料として(2022年11月18日入金)  
 上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

166-2

# 建物賃貸借契約書 (事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	( 内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	15,400 円	( 内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 % )
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		〆 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名	[REDACTED]		口座種別	[REDACTED]
	口座番号	[REDACTED]	口座名義人・フリガナ	[REDACTED]	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

### (5) 貸主

貸主	氏名	[REDACTED]	電話	(      )
	住所	[REDACTED]		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

166-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	㊟
登録番号	( ) 第 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	㊟

整理番号			3	8
------	--	--	---	---

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	4年 11月 11日 11月30日, 12月27日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>324</td> <td>00</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		324	00
百万	千	円							
	324	00							

使途	11,12,1月分駐車場賃借料 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	$12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3$
----	--	---------------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 =32,400
---------	--------------------------

別紙明細

\_\_\_\_\_ [振込手数料]  
 \_\_\_\_\_

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



871052892776 7



智恵国 46

2 年用

No.

# 領収証




番号

藤井 友けし 様

自 年 月 日  
至 年 月 日

## 約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。  
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい  
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を貸貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2022年 11月分	2022年11月1日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2022年 12月分	2022年11月30日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2023年 1月分	2022年12月29日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	

整理番号 0063

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	R <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	11.12.1月分家賃
-----	-------------

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため  $150000 \times \frac{9}{10} = 135000$

領 収 証

諸井 様    2022年11月4日

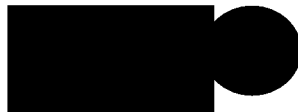
★ ¥ 150,000

但 家賃代 11.12.1月分  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



※領収書: コクヨ ウケ-1048

④発行者、

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

いるような記載)。

整理番号 197

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span>日         </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> </p>	<p>百万    千    円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---	---

<p>使 途</p>	<p>ダスキンレンタル代 <math>1,507 \times \frac{1}{2} = 754</math></p>
------------	--

**領収書等貼付欄**

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 5970 4875 8162 4366  
 小島 信昭 様  
 ポイントカード

納品・請求書  
 兼 領 収 書

株式会社ダスキンサービス 北関東  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390  
 No.100318500000

発行日 2022年 11月 14日 次回訪問日 2022年 12月 12日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	1	693				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	1	814				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

確認サイン

担当者名

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	1	3	8
------	---	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		4	年	1	1	月	1	7	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万          千          円</p>		5	4	3	9	6
	4	年	1	1	月	1	7	日										
	5	4	3	9	6													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(12月分)</p> <p>&lt;送金料を含む&gt;</p>	<p><math>60.440 \times 0.9 = 54.396</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	---

**領収書等貼付欄**

$60.000 + 440 = 60.440$

③ 事務所家賃(12月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
04-11-17	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N017	*60,000	
	残 高	
	[REDACTED]	
送金料金        *440円		
振込予定日 04-11-17		
タケウチ マサフミ		


ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ ー ち ゃ 銀 行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

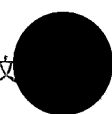
第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

整理番号 204

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃賃料(本所事務所) <math>80,440 \times 0.8 = 64,352</math></p>
-----	--

**小島信昭** 政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	04-11-21 .送金	*80,000	ATM
12	04-11-21 .手数料	*440	

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57104	04-11-21	13:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
円 千 円 千 円		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 **コジマノアキ様**

電話番号 048-758-1624  
取扱番号 400035

印紙税申告納付につき、**税務署承認済**

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」)  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

〇年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本宿 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号 大臣知事 ( ) 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号	( ) 第 号	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	(有)宝来屋不動産商会 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



(更新)事業用貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号	
構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ (3)階建/全( )戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 m <sup>2</sup>		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)  
目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 ( ) (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 証社の保証	氏名	小島 信昭
		住所	
		証社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 93

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">46</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					3	46
百万	千	円										
	3	46										
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>											

領収書等貼付欄

領収書

2022年11月21日 13:52    No.2198720

様

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号 XXXXXXXXXX

住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20221121

順番: 017-50

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。

下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS

1 @350    ¥350

小計: ¥350

消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

\*お知らせ「冬休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: XXXXXXXXXX

配達担当: XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 86

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23</span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">49</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500</span></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p><i>政務活動事務所賃料(12月分)</i>    政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法)    <math>55,000 \times 0.9 = 49,500</math></p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
56703	04-11-23	11:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		おつり
お取引現金内訳		(印) 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

55,000

0 [振込手数料]

55,000

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 電話

登録番号 0002

チハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 230001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消しております。→

リ紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③記号(記号に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也

整理番号 205

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

使 途	<p>馬主車場代(本町事務所)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;"><math>5,500 \times 0.8 = 4,400</math></p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小島信昭 様

4年11月24日

★ 5,500円

但 12月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	千 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
消費税額等( % )	千 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

な記載)



平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画 (1区画分)  
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義に接置区画分（[redacted]）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： [redacted]  
指定区画内には、賃借人の指定した車輦のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人： 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人： 住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

氏名 小島信昭



# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田牧事務所 1階 N03号室
所在地(住居表示)	埼玉県東3丁目1番18号
構造・規模	鉄骨造面鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水道メーター(専用)、冷暖房機、駐車スペース(2台分)電気湯沸かし器1個	

## (2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

## (3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主は、貸主に3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 0%)
共益費(管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金(敷金)	80,000円 貸料1ヶ月分
保証金(敷金)の償却・返引	敷金の償却、返引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 振込
	振込先金融機関名 株式会社 〇〇〇〇
	支店名 〇〇〇〇
	口座番号 〇〇〇〇
	口座名義人 フリガナ 〇〇〇〇
	振込手数料負担者 借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

155-2

(5) 貸主

貸主	氏名 〇〇〇〇	電話 〇〇〇〇
	住所 〇〇〇〇	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇

(6) 連帯保証の極度額

極度額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称 〇〇〇〇	電話 〇〇〇〇
	所在地 〇〇〇〇	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号 〇〇〇〇	国土交通大臣 第 〇〇 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有・  無 )

更新料の金額  新賃料の 〇 月分・  円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

## 特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取掛かります。クリーニング工費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工費の場合は差額の工費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きに付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとします。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記) 名押印の上、各自その1通を保有する。

貸主 (住所) 〇〇〇〇 令和 4 年 7 月 12 日

(氏名) 〇〇〇〇 (電話番号) 〇〇〇〇

借主 (住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇 (電話番号) 〇〇〇〇

連帯保証人 (住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇 (電話番号) 〇〇〇〇

(極度額) 〇〇〇〇 円 ※連帯保証人が法人の場合は極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を添えています)

整理番号 156

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>12月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;"><math>440 \times 0.8 = 352</math></p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
------------	---

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESOLIA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38042	04-11-24	11:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		(認) (証)
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 登録番号 0007

ご依頼人 サイタマクソキ"カイキ"イン ナカツキ ツ様

電話番号 048-541-8110 取扱番号 300042

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			2	9
------	--	--	---	---

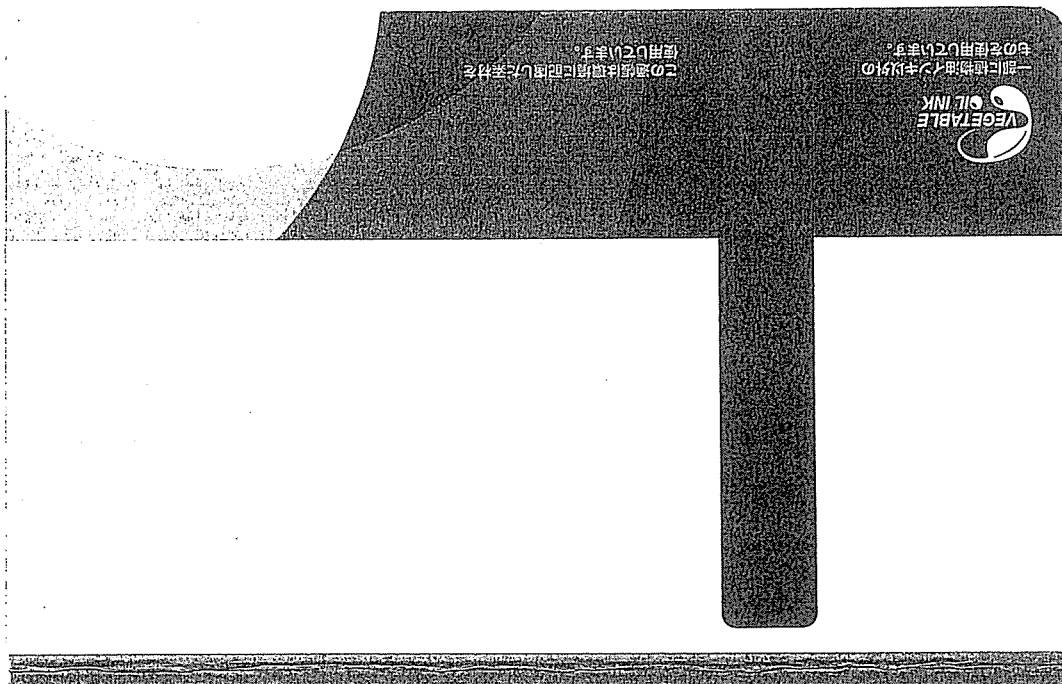
## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">/</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		4	年	1	/	1	月	2	8	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">/</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table>			6	4	/	3	0
	4	年	1	/	1	月	2	8	日											
		6	4	/	3	0														
		※政務活動費を充当した金額を記載																		

使 途	賃料・保証料 令和4年12月分
-----	--------------------

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
賃料・共益費 63,500円 保証料 630円	口座名義人 石川誠司
別紙明細	
04.11.28 エポスカード	64,130
支払先 住友林業レジデンシャル株式会社	_____ (振込手数料)
※領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

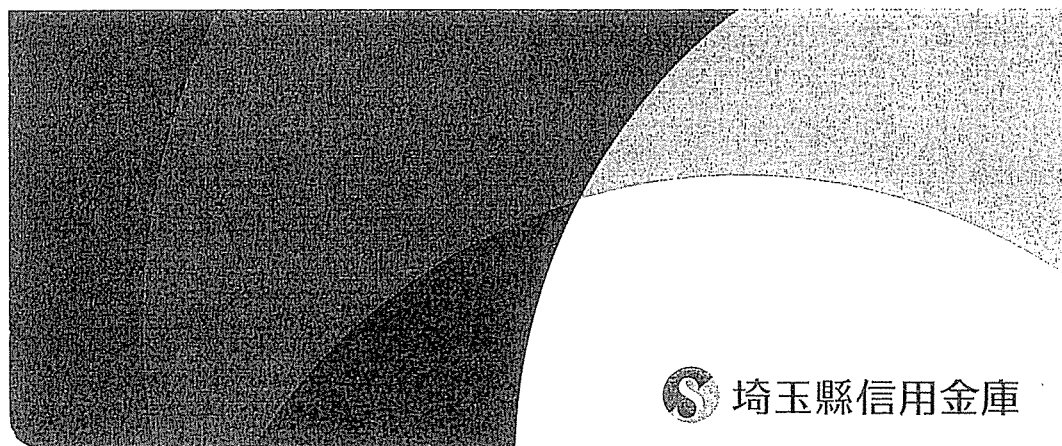


店番

口座番号

総合口座通帳

石川 誠司 様



申領時、この封筒に必ず添付して提出してください。  
印紙の貼付は、この封筒の裏面に貼付してください。  
封筒の裏面に「印紙」の文字を印刷してあります。

〒

印紙

印紙

共 2 1

印紙



〒 048-768-2161  
支店  
TEL 048-768-2161  
発行日 04-06-14

区 番 日 時 分 秒

支店 003

支店番号

04-06-14 04:06:14

（以下は極く薄い文字で印刷された内容です）  
この封筒は、郵便物の送達に必要です。  
封筒の裏面に「印紙」の文字を印刷してあります。  
印紙の貼付は、この封筒の裏面に貼付してください。  
封筒の裏面に「印紙」の文字を印刷してあります。  
印紙の貼付は、この封筒の裏面に貼付してください。  
封筒の裏面に「印紙」の文字を印刷してあります。  
印紙の貼付は、この封筒の裏面に貼付してください。





# 貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

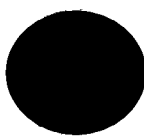
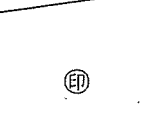



## ■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m <sup>2</sup>

## ■ 契約条件

項目	金額	項目	金額
鍵交換	¥24,840	賃料	¥58,000
預り金_クリーニング代	¥32,400	共益費	¥5,500
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで		
付帯契約			
更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務手数料	なし
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。		

契約締結日 2021年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビルMF	
	電話番号	0486485981	
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名		
	住所		
	電話番号		
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司	
	住所	[REDACTED]	
	電話番号	[REDACTED]	
連帯保証人 (丙)	氏名		
	住所		
	電話番号		
旧賃借人 (丁)	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
	電話番号	[REDACTED]	

# 貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

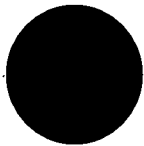


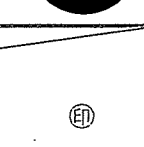
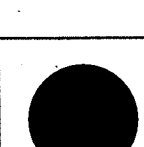
## ● 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m <sup>2</sup>

## ● 契約条件

項目	ヶ月	金額		項目	金額
鍵交換		¥24,840		賃料	¥58,000
預り金_クリーニング代		¥32,400		共益費	¥5,500
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで				
付帯契約					
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし	
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。				

契約締結日 2023年 7月 6日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビル1F	
	電話番号	0486485981	
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名		
	住所		
	電話番号		
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司	
	住所		
	電話番号		
連帯保証人 (丙)	氏名		
	住所		
	電話番号		
旧賃借人 (丁)	氏名		
	住所		
	電話番号		

整理番号 1110

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	百万    千    円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>
使途	事務所 駐車場 賃借料 令和4年12月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$		
領収書等貼付欄		逢澤 圭一郎    埼玉県議会自由民主党議員団	

04-11-28 .家賃	*68,000	家賃等	

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 4.11.28 タイトハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 更新契約書 (住宅)

賃貸人 [ ] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [ ]

氏名 [ ]

賃借人 住所 [ ]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [ ]

氏名 [ ] 続柄 [ ]

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 [ ] 勤務先電話番号 [ ]

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[ ]

株式会社タイ  
川口営業所

住所 埼玉県川口市柴町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

# 更新契約書（駐車場）

賃貸人 [ ] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、  
以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5  
名称 加藤コーポラス 駐車区画 [ ]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途）	更新事務手数料	円（消費税別途）
-----	---	---------	----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円（消費税別途）
--------	----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [ ]

氏名 [ ]

賃借人 住所 [ ]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先>

住所 [ ]

氏名 [ ] 続柄 [ ]

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 [ ] 勤務先電話番号 [ ]

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	[ ]	メーカー名	ホンダ
車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイセイ [ ] 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
川口営業所 [ ] 電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア



## 駐車場賃貸借契約書

貸主 [ ] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

### 1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借	
土地の表示	所 在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料 月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金	

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のおおりに、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2



整理番号 165

ちよろふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: <u>事務所費</u>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		4000	00
百万	千	円							
	4000	00							
使 途	家賃 12月分	政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$							

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書

No. 783

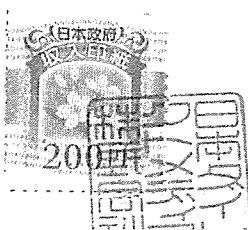
領収日 2022年12月01日

関根信明 様

金額 50,000 円

22年12月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額:	50,000円
消費税額等:	908 0円

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2-789  
 みらい日進

日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

関根信明 様

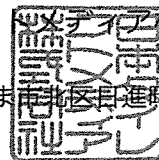
日付 : 2022年12月01日

請求書番号 : 783

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

日本ダイレクトメディア株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市北区日進町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年12月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄
-----

整理番号 167

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	896
百万	千	円							
1	2	896							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃借(12月分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">(135,000 + 440) × 0.9 = 121,896</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	████████	████████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
39842	04-12-02	11:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			(印) 認証
(1万円) (5千円) (1千円)			
円 円 円			

【振込手数料】

※ 領収書  
※ 領収書  
(別紙)

お振込明細またはご案内	電話
お受取人	サイタマケソソキン サカト
普通	8289798
ファイニステート(カ様)	
登録番号	0005
お依頼人	オカワタツ シェイムカットウツムソヨ様
電話番号	████████
取扱番号	400046

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(用途が不明な場合は、用途に備考すること。)、④発行者、⑤宛名が記載されること、⑥印紙税の納付状況(印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。→)を記載すること。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。  
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号	氏名
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士		
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 フラインクエステート株式会社 代表取締役 伊東 謙介	業務に従事する埼玉県坂戸市八幡2-3-2 フラインクエステート株式会社 TEL 049-288-1101		
	TEL049-288-1101	取引態様	媒介	消費税 課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取積	63.10㎡
築年	1998年2月
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
貸主	氏名: 住所:
管理の委託先	フラインクエステート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名: 住所:
甲区 所有者にかかるとの権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(☑:有,該当する法令名を○で囲むこと)

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業都市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建物が造成地防災区域内か否か
- ⑦当該建物が津波災害警戒区域内か否か

8. アスペクトの調査に関して( やっていいない )

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 ( 該当しない ) 耐震診断の有無 ( 無 )

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄 ( 3年間 )

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	毎月 末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
支払時期・方法	賃料の2ヶ月分 270,000円
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との相対など)
敷金等の精算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の故障・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除または終了したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用する場合、貸主が本契約の行い、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保金措置	設けない
16. 金銭貸借の有無	無	
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 所屬地方事務所所在地	東京都市代田区紀尾井町3-30 埼玉県さいたま市西堀1-11-39
	弁済業務保証金の供託所	東京都市代田区大手町1-3-3

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を交領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日

住所 氏名 直志 (川)

整理番号 167 -1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
使 途	<p>事務所家賃(12月分) 民主党秋田支部と共同事務所と併用            政務活動の使用する割合が8/10のため  <math>133,100円 \times \frac{8}{10} = 53,240円</math></p>								

### 領 収 証

No. 007499

浅井 明 様

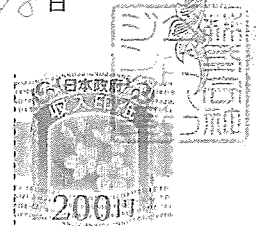
2022年12月18日

金額

¥ 133,100-

但し 森田ビル 201 12月分賃料として(2022年12月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税 抜 金 額

消費税額等(%)

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 167-2 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m <sup>2</sup>

### (2) 使用目的

県政事務所

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	<small>1. 貸主は、借主に対し延滞料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</small>	
	円	円
礼金	円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話	( )
----	----	----	----	-----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

167-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理

取引態様  媒介 ・  代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 ( ) 第 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士